

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">教育資金贈与税非課税措置に関する特約</p> <p>1～15 （省略）</p> <p>16.（特約の変更）</p> <p>(1) <u>この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化（削除）その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の特約に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>17. （省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和2年4月1日現在）</u></p>	<p style="text-align: center;">教育資金贈与税非課税措置に関する特約</p> <p>1～15 （同左）</p> <p>16.（特約の変更）</p> <p>(1) <u>（追加）</u>この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化や法令等の変更その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項 <u>（追加）</u>の変更は、<u>（追加）</u>公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p>17. （同左）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和元年10月1日現在）</u></p>